

第1章 はじめに

(1)計画策定の背景

わが国では、平成 15 年 7 月に、「美しい国づくり政策大綱」が策定され、良好な景観形成を課題として認識し、美しい国づくりを目指す方向性が示された。その後、平成 16 年 6 月に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、国家レベルだけでなく、市町村レベルでも個性ある美しい自然や歴史文化、都市等の景観を保全、創出していくことが求められており、全国各地で、地域の景観特性を活かした取組が進められている。

本市では、旧焼津市が平成 4 年 3 月に「自然と都市そして人が調和した誇りあるまちづくり」を基本テーマにした「焼津市都市景観形成ガイドプラン」を策定するとともに、旧大井川町が平成 7 年 3 月に「大井なる水の恵が織りなすまち」を基本テーマにした「大井川町都市景観形成ガイドプラン」を策定し、良好な景観形成を進めてきた。

しかし、平成 20 年 11 月に旧焼津市と旧大井川町が合併して新たな「焼津市」になったことや社会情勢や法制度等が大きく変化していること等を踏まえ、焼津市全域における景観づくりの考え方や方向性を示し、良好な景観形成に向けた取組を効果的に推進することが求められている。

(2)計画策定の目的

「焼津市景観計画」は、本市の景観づくりに関する基本的な方向性や考え方、景観誘導のルール、取組等を示すことにより、市民、事業者、行政等の協働による景観まちづくりを推進し、本市の良好な景観を保全、育成、活用することで、地域への誇りや愛着の醸成、生活環境の向上、まちの魅力や活力の創出などにつなげることを目的に策定する。

「景観まちづくり」とは

単に、道路や公園等の公共施設や建物の形や色、デザインを守ったり、改善したりするだけでなく、市民、事業者、行政の本市に係るすべての者が地域の景観の大切さを認識し、協働で景観づくりに取り組んでいこうとする考え方のこと。

(3) 本計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である本市が策定する景観形成の総合的な計画である。

本計画は、「焼津市総合計画」などの市の上位計画に即すとともに、「ふじのくに景観形成計画」などの静岡県や国の関連計画と連携する。また、「焼津市都市計画マスタープラン」をはじめ、「焼津市環境基本計画」「焼津市花沢伝統的建造物群保存地区保存計画」など、分野別・地域別の個別計画との整合・連携を図りながら、市民および来訪者にとって、良好な景観形成の方針や具体的な施策を明らかにするものである。

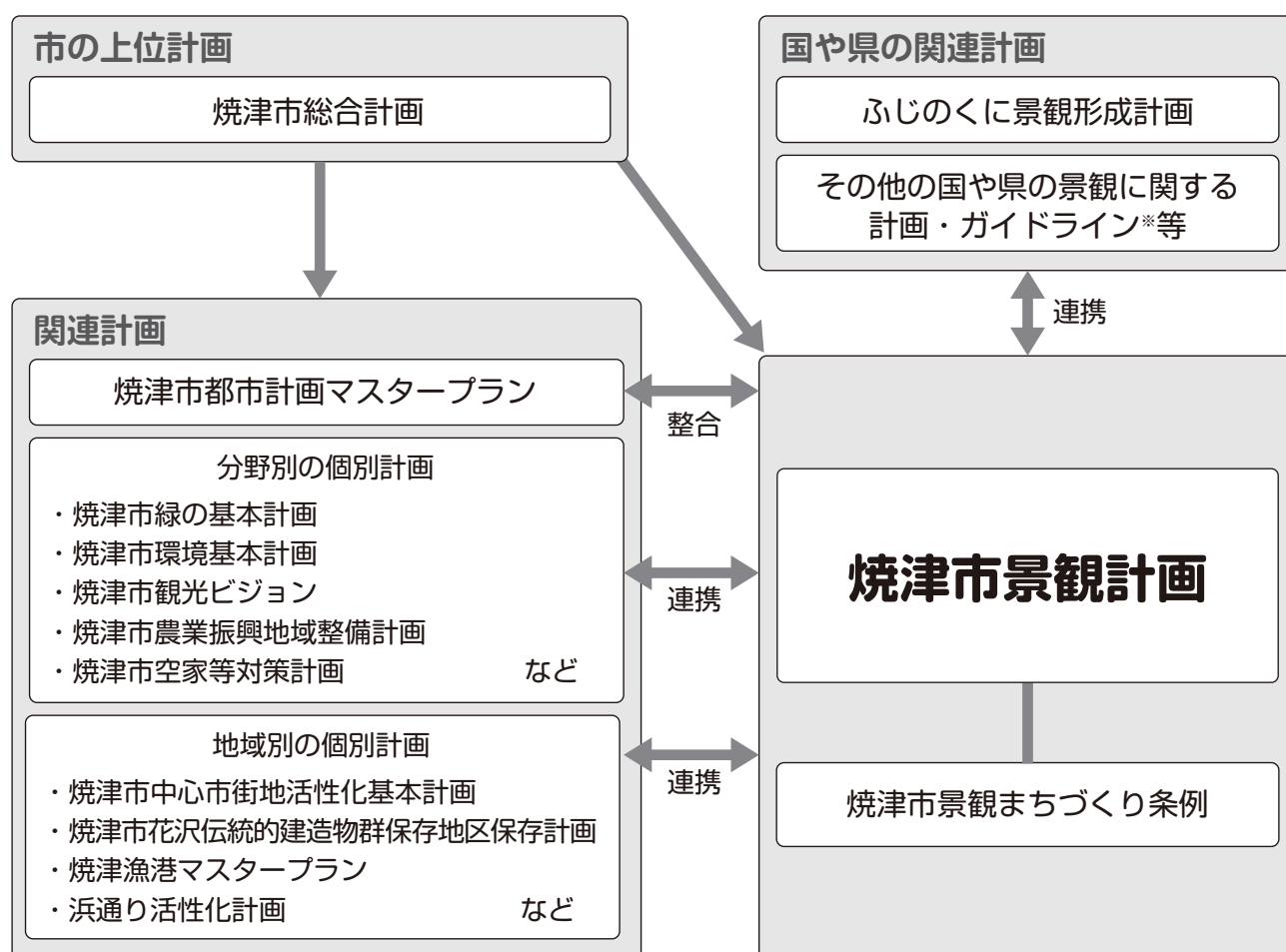


図 1-1. 計画の位置づけ

